

議案第一号

戦産区戦産の処分について

左記のとおり小鹿戦産区戦産（立木）を売却処分するものとする。

記

一 立木の所在

東伯郡三朝町大字神倉字那倉千百七十九番の一

台帳面積三十九町八畝二十六歩の内 約二町歩

二 売却する立木

松立木 約七百五十本

三 売却の目的

小鹿保育園及び小鹿小中学校施設整備資金並びに

戦産区戦産管理費に充当のため

昭和三十六年一月二十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十六年一月二十日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印